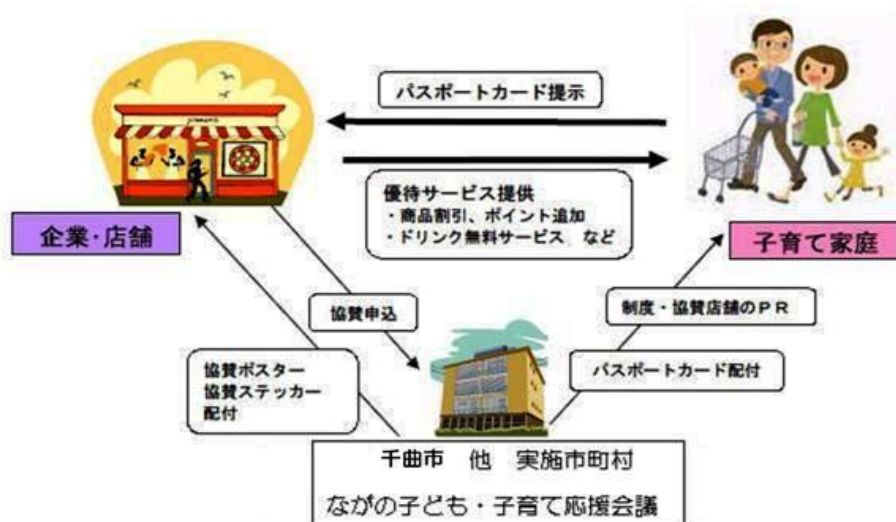


# ながの子育て家庭優待パスポートカードの利用にあたって

## ながの子育て家庭優待パスポート事業とは

この事業は、18歳未満の子ども（18歳に達する年度の3月末まで）がいる家庭に「パスポートカード」を交付し、各家庭が協賛店舗で買い物等する際に、このカードを提示すると、協賛店舗が定めたサービスや特典が受けられます。これは、地域で子育てを支援する社会づくりを目指し、協賛店舗のご協力により実施するものです。



## パスポートカード

- ・18歳未満の子ども（18歳に達する年度の3月末まで）がいる家庭に交付されます。
- ・カードは記載の子どもと同居の家族に限り利用できます。
- ・カードを他人に譲ったり、貸すことは絶対にしないでください。
- ・カードの有効期限は、令和6年3月31日までです。  
ただし、一番下のお子さんが満18歳になった年度の3月末を経過したときは、カードは無効となります。
- ・カードは、千曲市以外の協賛店舗でも使用できます。



## 利用方法

- ・パスポートカードの裏面に、**子どもの氏名と生年月日を必ず記載**してください。
- ・協賛ステッカーが掲示されている店舗で「カード」を提示してください。割引等（サービス内容は各店舗により異なります）が受けられます。なお、全てのサービスは協賛店舗のご好意・ご協力によるものですので、一人ひとりがマナーを守り、気持ちよく利用しましょう。
- ・別紙の協賛店舗一覧をご覧ください。

| お住まいの市町村名                                       |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●記載の子どもとその家族に限り利用できます。</li> <li>●協賛店でサービスを受ける場合は必ずこのカードを提示してください。</li> <li>●一番下の子が満18歳になって最初に迎える3月31日を経過した場合は、カードは無効となります。</li> </ul> |
|---|----------|--|
| 子どもの名前  | 生年月日     |  |
|   | 平成 年 月 日 |  |
|   | 平成 年 月 日 |  |
|   | 平成 年 月 日 |  |
| お問い合わせ先<br>ご不明な点は、お住まいの市町村の子育て支援担当までお問い合わせください。 |          |  |

※裏面に子どもの名前、生年月日をご記入ください。

## 協賛店舗の優待サービス

- 平成28年4月から他の都道府県でも「全国共通ロゴマーク」掲示店にてサービスを受けられます。



- 協賛店舗には、優待サービスを表示したポスター・ステッカーが掲示されています。
- 優待サービスの分野は、「買う」、「食べる」、「暮らす」、「学ぶ」、「遊ぶ」など様々で、サービス内容は、協賛店舗がそれぞれ独自に設定します。

### 【サービスの例】

- 商品の5%割引
- 飲食代1,000円以上で100円引き
- ポイントカードのポイント2倍
- 優待券・抽選券の進呈
- 子どもにソフトドリンクをサービス
- 授乳・おむつ交換場所の提供
- 駐車スペースの優遇
- 子どもの遊び場の利用 など



【ポスター】



【ステッカー】

## 協賛店舗・サービス内容の情報は…

- 店舗名、所在地、優待サービスの内容、営業時間、応援メッセージなど協賛店舗に関する情報はホームページ等でお知らせします。
- 「ながの子ども・子育て応援県民会議」のホームページでは、地域別、サービス分野別に県内（一部県外有り）全ての協賛店舗の検索ができます。（携帯電話でも検索できます。）
- 詳細は、長野県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/shien/shien/kosodate/kateiyutai/>

携帯サイト



### 【問い合わせ】

千曲市役所 次世代支援部 こども未来課  
住所：〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地  
TEL：026-273-1111 内線1251  
FAX：026-273-8011